建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月21日

九州地方整備局長　森田　康夫

1　処分をした年月日　令和６年５月27日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　坂本建設株式会社　諏訪園　匠　鹿児島県鹿児島市西千石町３番10号　国土交通大臣許可（般－４）2336号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和６年５月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月21日

九州地方整備局長　森田　康夫

1　処分をした年月日　令和６年６月11日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　九州テクノ株式会社　栗林　宏光　長崎県諫早市津久葉町６番地10　国土交通大臣許可（特－２）19027号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、屋根工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和６年６月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月21日

九州地方整備局長　森田　康夫

1　処分をした年月日　令和６年６月７日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社大島　大島　弘三　佐賀県鳥栖市養父町38　国土交通大臣許可（特－３）6387号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和６年６月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月21日

九州地方整備局長　森田　康夫

1　処分をした年月日　令和６年７月５日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　西部電気工業株式会社　坂口隆冨美　福岡県福岡市博多区博多駅東３－７－１　国土交通大臣許可（特－４）2504号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（解体工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和６年７月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月21日

九州地方整備局長　森田　康夫

1　処分をした年月日　令和６年８月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社西鉄グリーン土木　財部　幸司　福岡県福岡市中央区大名１－４－１　国土交通大臣許可（特－１）23183号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、防水工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和６年８月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月21日

九州地方整備局長　森田　康夫

1　処分をした年月日　令和６年９月11日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社サンデン　小野　　寛　福岡県福岡市中央区笹丘一丁目35番６号　国土交通大臣許可（般－２）28001号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和６年９月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月21日

九州地方整備局長　森田　康夫

1　処分をした年月日　令和６年10月７日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ヤマケン　山崎　憲一　福岡県久留米市東合川５－１－38　Ｂ棟　国土交通大臣許可（般－２）25904号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和６年10月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月21日

九州地方整備局長　森田　康夫

1　処分をした年月日　令和６年11月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社松浦重機　笠原　道明　佐賀県唐津市千々賀626－１　国土交通大臣許可（特－１）19646号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工・コンクリート工事業、解体工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和６年11月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年３月21日

九州地方整備局長　森田　康夫

1　処分をした年月日　令和６年10月４日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　開成工業株式会社　谷冨　安博　熊本県熊本市北区植木町石川450番地１　国土交通大臣許可（般－４）12220号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業、管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和６年10月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。